

志會ハ今夏前會長高藤秋之助カ基金一萬餘円ノ
横領費消事件、勃發以來、會欠ノ不安動搖ヲ来シ、會費
、徴集ノ如キ、既往ニ於テハ、七月八九月、百円ヲ下ラサレモ、カ事
件、發生直後、七月末ハ、僅カ百七円ニシテ、八月末三百九十七円
、九月末三百三十九円、激減シタルニ及シ、至費ハ、毎月八百
円ヲ下ラス、一時解散説、スラ傳ヘラルニ至リタルカ、現今、長
加藤將七以下、各紳商ハ、會勢挽回策ニ腐心申シ、
先ツ最初ニ會費ヲ徴收スルニ務メ、トシ、今、回會費未納者、計シ
別帳、卸刷物ヲ配布シ、后々現狀、以テシテハ、會費ノ維持ハ
可能ナルヲ以テ、至費節約ノ端、トシ、近々事務所ヲ編少移転シ、
又、會事業トシテ料理、理完會ノ同設ヲ計畫スル等、會勢挽回ノ努
力、トシ、以テ、會分解散、等、事ナキニト推測セラル
、因、目下、會欠、故、約十、四、外ナリ
、及、中、(通)報、矣、也

別紙(寫)

拜啓

秋冷の候と相成候御勇健にて御勤務大慶至極に奉存候
陳者今般大廓清を行ふ事と相成帳簿整理致候處貴殿の
納付せらるべき會費が大正 年 月以降未納と相成居候
(帳簿整理上大正十二年未を期とし其の前は逆り未納の分は入
会日を繰上げ候)会則第六條四項の規定に依れば遠洋航
に於ては航海、内航に於ては六月以上遅滞したる者は除名
する事と相成居候隨而其の権利も消滅する次第に候本
規定に當しては會欠諸氏に於かかも能く御理解し居らるゝ
事にして且つ會欠の團體方より以上負擔の義務は當然の事に
して會更申述の上もなき事にて候然而斯くなりたる根源は去る
六月起りたる不祥事變の爲め不安を醸成したる結果に起因するは